

学校番号	(20)
学校名	菅松小学校
校長名	振原 基治
(生徒指導担当者	佐々木 壮太郎)

令和 2 年度 菅松小学校いじめ防止基本方針

いじめの防止等のための取組に係る達成目標

定期的な校内研修として、5月に学校いじめ防止基本方針の共通理解、8月に学校いじめ防止対策委員会の取組内容改善、2月に次年度いじめ防止基本方針提案を行う。毎月、配慮児童確認の際にも、全職員で共通理解できるようにする。

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子にも起こり得るものである。」という認識のもと、児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の3つのポイントをあげる。

- (1) 全児童のいじめ問題に対する認識を高めるとともに、いじめ防止を図り、児童のよりよい人間関係づくりを推進していく。
- (2) 児童の実態を把握し、全職員の共通理解のもと、いじめの未然防止といじめの早期発見・即対応に努める。これまでのアンケートを職員で見直し、児童の実態把握に努める。
- (3) いじめに対する組織的な指導体制のもと、全職員、地域や家庭、関係機関との連携を図る。

<菅松小学校いじめゼロ宣言>

みんなで支え合い、笑顔あふれる学校にします

- ・悪口を言わず、人の気持ちを考えた言葉づかいをします。
- ・みんなの良いところをたくさん見つけて、伝え合います。
- ・見て見ぬふりをせず、こまった人がいたら声をかけます。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

(1) いじめを生まない教育活動の推進

- 毎月の報告を行うことによって、常に一人ひとりの児童の様子を鋭く観察し、いじめの早期発見に努めることが出来るようにする。また、広くアンテナを張り巡らし、児童や家庭などからいろいろな情報が入るようにしておく。さらに、いじめ防止対策委員会との連携も図っていく。
- 児童のよりよい人間関係づくりを進めるとともに、いじめや不登校の早期

発見・防止を図るために、毎月、学校生活アンケートの実施を行い、児童の実態把握に努める。

- Q-U等を実施する学年・学級については、児童の学校生活への意欲・学級生活への満足度等を把握・分析し、実態に応じた支援を行う。特に、Q-Uにおける要支援群の児童には、直ちに組織的かつ適切な支援を行う。
- 教科・道徳・特別活動等を通じて人権についての指導を行い、豊かな心を育てるようにする。
- いじめと疑われる状況に気付いた場合には、様子をしっかりと観察するとともに様子を知る教職員等との連絡を密にし、当該児童、周りの児童、双方の家庭等から話を聞いていじめの状況を把握するようにする。
- いじめが明確になった場合、いじめを受けている児童に寄り添い、心のケアに努めるとともに、いじめをストップする児童のネットワークを構築することにつとめる。また、保護者・家庭と連絡を取り、状況を説明して理解を得、事後の指導に連携して取り組めるよう信頼関係を築く。
- いじめた児童に対しては、状況把握をもとにした事実確認をし、自分の行動を振り返らせ、いじめに対する謝罪と反省をさせる。いじめた児童への指導、及び、その保護者に対する助言をする。また、いじめに及んだ背景について明らかにし、家庭と連携を取りながら児童に今後の行動を考えさせ、再発の防止に努める。
- 「学校いじめ防止対策委員会」を月1回開催する。いじめの問題への組織的指導体制の整備等の取組を推進する。
- 児童生徒が主体となって、いじめがおこらない学級や学校をつくるという発想に立ち、いじめの未然防止の取組を進めていく「いじめゼロプロジェクト」を実施する。

(2) 地域・家庭、関係機関との積極的連携

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携して、児童の心のケアを図る。
- 校区内のいじめ防止委員会等、保護者、地域、その他の関係者との連携を図る。学校の実態を話して、理解、協力を得る。

3 いじめの早期発見・即対応（いじめの兆候を見逃さない取組等）

- (1) いじめに関する早期発見のための措置や相談体制の整備、被害児童の権利等を擁護する。
- (2) いじめの問題に対する学校の取組の充実のため、「いじめ対応マニュアル」(市教委作成)及び「いじめの早期発見・早期対応の手引」(県教委作成)の活用の一層の徹底を図る。
- (3) いじめに関する早期発見のための措置や相談体制を整備する。

4 いじめに対する措置（ネット上のいじめ、加害児童生徒への対応も含む）

- (1) 直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、組織的に対応する。

- (2) 状況や対応の経緯等について、客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに教育委員会に報告する。
- (3) 教育相談課等と連携し、被害児童をはじめ、被害児童の保護者や加害児童・保護者等へのカウンセリング等の心のケアを行う。
- (4) 小学校における懲戒・出席停止制度等の適切な運用及び全ての学校における毅然とした組織的指導の徹底を図り、いじめを行った児童への指導の徹底及び再発防止の徹底を推進する。
- (5) インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを理解させる取組を行い、児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。
- (6) 加害児童生徒に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、加害児童生徒が抱える問題の解決を図る。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえ、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。

6 いじめ防止のための職員研修

- (1) 教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、教育委員会と連携し、学校基本方針の共通理解、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。
- (2) 「いじめ対応マニュアル」、教職員向けリーフレット「いじめゼロに向けて」や「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用し、自らの対応を振り返るよう教職員への指導の徹底を図る。
- (3) いじめを未然に防止するために、Q-Uアンケートの分析・活用のための校内研修を実施する。
- (4) Q-Uアンケート実施後、事例検討会において、情報を組織的に共有し、支援方針を明確にする。
- (5) ネット上のいじめに関する校内研修を実施する。

7 その他（各取組のPDCAサイクル等について）

- (1) 学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるようにし、また、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるようにする。（平成31年度新規）
- (2) 策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページや通信等で広く周知を図るとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- (3) 学校基本方針に基づき、取組が適切に機能しているかを学校いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直しを行う。

- (4) 児童や保護者等が新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合の相談窓口「24時間子供 SOS ダイアル」等を周知したり、職員間で事案を共有したりし、学校全体で対応していく。

8 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条関係）

(1) 組織の名称・役割

- 名称
 菅松小学校いじめ防止対策委員会
- 役割
 - ・ 基本方針に基づく取組の推進や年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ・ いじめの相談・通報の窓口
 - ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - ・ 学校における、いじめであるかどうかの判断
 - ・ 関係のある児童への事実関係の聴取、組織的な指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等

(2) 組織の構成（別添資料1参照）

校長，教頭，教務担当主幹教諭，児童支援，生徒指導主任，生徒指導部，
養護教諭，SSW，SC

【PTA】会長

【地域】学校サポーター

9 重大事態発生時の調査機関（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

(1) 組織の名称と役割

- 名称
 菅松小学校いじめ防止対策委員会
- 役割
 - ・ 重大事態の発生について教育委員会への報告
 - ・ 重大事態に係る事実関係の調査
 - ・ 調査結果を教育委員会に報告
 - ・ 調査結果について関係児童及び保護者への情報提供

(2) 組織の構成員

校長，教頭，教務担当主幹教諭，児童支援，生徒指導主任，生徒指導部，
養護教諭，SSW，SC

【PTA】会長

【地域】学校サポーター

10 いじめ防止等の各取組の年間計画（P・D・C・Aを記入）

月	児童生徒等への取組 及び児童生徒の活動		職員研修等	チェ ック
4	学校いじめ防止基本方針作成		いじめ防止基本方針作成 校内いじめ防止対策委員会 生徒指導報告会	P D A
5			校内いじめ防止対策委員会 生徒指導報告会 生徒指導研修会 教育相談	D A DA D
6	生活アンケート（詳細・記名）	D	菅松小学校いじめ防止対策委員会 生徒指導報告会 教育相談	A A D
7	生活アンケート（簡易・無記名） 児童会による取組 「いじめゼロ取組月間」 代表委員会提案（いじめゼロ宣言）	D PD PD	校内いじめ防止対策委員会 生徒指導報告会 教育相談 家庭訪問（予定）	CA A D D
8	いじめゼロサミット参加	D	校内いじめ防止対策委員会 生活アンケート交流会 生徒指導研修会（Q-U, いじ め防止対策） 生徒指導報告会	AP DC DA A
9	生活アンケート（簡易・記名） 菅松小いじめゼロ宣言発表 児童会による取組 いじめゼロ実現プロジェクト	D D PD	校内いじめ防止対策委員会 生徒指導報告会 教育相談 学校サポーター会議	D A D DA
10	生活アンケート（簡易・無記名） 児童会による取組	D PD	校内いじめ防止対策委員会 生徒指導報告会 教育相談	D A D
11	生活アンケート（詳細・記名）	D	校内いじめ防止対策委員会 生徒指導報告会 教育相談	D A D
12	生活アンケート（簡易・無記名）	D	菅松小学校いじめ防止対策委員会 生活アンケート交流会 生徒指導報告会 教育相談 学校サポーター会議 学校警察連絡協議会	D DC A D DA D
1	生活アンケート（簡易・記名） 児童会による取組	D CA	校内いじめ防止対策委員会 生徒指導報告会 教育相談	D A D
2	生活アンケート（詳細・記名）	D	校内いじめ防止対策委員会 生徒指導報告会 教育相談 学校警察連絡協議会	D A D D
3	生活アンケート（簡易・無記名）	D	菅松小学校いじめ防止対策委員会 生活アンケート交流会 生徒指導報告会 教育相談 学校サポーター会議	CA DC A D D

- ※ いじめゼロ取組月間は、1学期に設定すること。いじめゼロ実現プロジェクトは、2学期に設定すること。
- ※ いじめに関するアンケートを月1回以上実施する。無記名式のアンケートは学期1回以上実施する。
- ※ 当面の間は、いじめに関するアンケートに新型コロナウイルス感染症に関する内容を取り入れる。
- ※ いじめ防止等の対策のための組織の構成員のうち、学校の教職員のみで行う「校内いじめ防止対策委員会」は月に1回開催すること。
- ※ 学校外の関係者を含めた「〇〇小（中）いじめ防止対策委員会」は、学期に1回開催すること。＜チェック欄は、A・B・Cを記入（Aが上位）＞
- ※ いじめ防止基本方針は5月11日までに学校のホームページに必ず掲載すること。